

第6章

計画の推進

第6章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、学識経験者や関係団体の代表、関係行政機関の職員等で組織する「高松市自殺対策推進会議」において、自殺対策についての情報交換や連携を図ります。

また、庁内関係課で組織する「高松市自殺対策庁内連絡会」において、庁内各課の連携を図ることにより、自殺対策を総合的に推進します。

加えて、市民や民間団体、保健・医療・福祉の各分野の関係団体等と緊密な協力・連携を図り、本計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。

2 計画の進行管理

香川県自殺対策推進センター（県障害福祉課）の協力を得ながら、「高松市自殺対策推進会議」において、自殺対策のPDCAサイクルによるマネジメントを実施し、計画の進捗状況等について点検・評価を行います。

